

# 役員報酬規程

## (目的)

第01条 この規程は、社団法人 公開経営指導協会(以下「協会」という)の定款第16条の規程に基づき、常勤役員の報酬の支給について定める。  
非常勤役員は原則として無報酬とする。

## (役員報酬の定義)

第02条 この規程における役員報酬とは、協会が役員に対して支払うすべての報酬・手当等をいう。

## (報酬の種類)

第03条 役員報酬は、基本報酬月額と役職手当の2種とする。  
理事長の基本報酬は、各年度の役員報酬予算の内より月額70万円の範囲で、理事会において決定する額とする。  
理事長以外の役員の基本報酬は、各年度の役員報酬予算の内より月額50万円の範囲で、理事長が決定する額とする。  
役職手当は、第04条により決定する。  
職員兼務役員の報酬は、職員分は職員の給与規程に基づき支給し、役員分としては第04条により手当を支給する。

## (役職手当)

第04条 役職手当は、その勤務形態・職責度に応じて理事長が決定する。  
役職手当は、その職位に任ぜられた月から免ぜられた月まで毎月支給する。  
下表は、経済情勢および協会運営状況等により、変更することがある。

役 職 手 当 表

(月額：円)

職 位	1号	2号	3号	4号	5号
理事長	60,000	75,000	90,000	105,000	120,000
副理事長	40,000	52,000	64,000	76,000	88,000
常任理事	25,000	35,000	45,000	55,000	65,000
理 事	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000

## (特別手当)

第05条 夏季および年末に職員へ賞与を支給するときは、役員には年額で基本報酬月額5ヵ月分以内の特別手当を支給する。  
特別手当および支給日は、その都度定める。

## (通勤手当の取扱い)

第06条 役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

## (役員報酬の支払いと控除)

第07条 役員報酬は、職員給与の支払日に支払う。  
所得税、社会保険料等は、毎月の報酬から控除して支払う。  
月の途中で役員に就任したとき、または月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割計算で支払うものとする。

## (補 則)

第08条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(付 則) この規程は、平成15年10月29日から施行する。

# 役員退職慰労金支給規程

## (目的および適用範囲)

第01条 この規程は、社団法人 公開経営指導協会(以下「協会」という)の常勤役員の退職慰労金に関し、必要な事項を定める。  
非常勤役員は原則として無支給とする。

## (支給基準)

第02条 退職慰労金は、次の方法により基準額を算出する。

(1)基本報酬月額..... A

(2)常勤役員通算就任年数..... B

ただし、原則として同一職位の役員就任年数が10年を超える場合は10年とする。

$A \times B$  の算式による算出額を基準額とする。

職員兼務役員の退職慰労金については、次の方法により算出した額を基準額とする。

(1)役員就任時において、職員としての退職手当の支給を受けなかった場合は、職員退職金規程に基づいて算出された額に最終役職手当月額に役員通算就任年数を乗じた額とする。

(2)役員就任時において、職員退職金規程による退職金の支給を受けている場合は、最終役職手当月額に役員通算就任年数を乗じた額とする。

前各項により算出される基準額に基づき、理事会の同意を経て理事長が決定する。

## (特別功労金)

第03条 在職中に特に功績顕著と認められる役員には、理事会の同意を経て前条により算出した基準額の30%以内の特別功労金を支給することができる。

## (在職期間の計算)

第04条 役員の在職年数は、役員就任の月から退任または死亡の月までとする。

在職年数は、1ヵ年単位とする。ただし、在職年数に1年未満の端数があるときは、月割計算とする。

## (退職慰労金の支払い)

第05条 この規程による退職慰労金は、退職日より2ヵ月以内に支払うことを原則とする。

## (協議事項)

第06条 この規程に定めのない事項については、理事長が別に定める。

(付 則) この規則は、平成15年2月1日から施行する。